

# スメサ-スト氏の一文を読んで(批判と反省)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24517/00000355">https://doi.org/10.24517/00000355</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



## スメサースト氏の一文を読んで

西 田 美 昭

### はじめに

私は、『土地制度史学』(127号、1990年)の「論点をめぐって」というジャンルで、「リチャード・スメサースト氏の近代日本農業史研究を告発する」と題する一文を執筆した。そして今度『歴史学研究』653号に投稿してきたスメサースト氏の中村政則氏と私への“反論”を通読したところ、私が指摘した研究者としてあるまじき史料の曲解・誤読、さらにはその上で引出されてくる奇想天外な結論への反省がほとんどないのであるが、氏が主張したいとする点について若干のコメントを加えておきたい。

最初に指摘しておかなければならないことは、私がスメサースト氏の著書に対する批判を行ったきっかけは、氏がその著書の中で、それこそ乱暴な仕方で中村氏や私を「攻撃」したことにあった。スメサースト氏は、「中村・西田両氏は私の著書に対する批判において三つの点で攻撃した」(17頁)などと述べているが、最初に私たちを「攻撃」したのはスメサースト氏の方であったことをまず確認しておきたい。

氏が今回の“反論”の中で積極的に主張したいとする点は四つあるが、ここでは第2と第4の二つの論点について再批判を行いたい。なぜなら私が前記の一文で問題にしたのは、この二点にかかわっていたからである。

### II 小作地は開墾によって増大したという説について

氏が主張する第2点は、「明治維新から第一次世界大戦までの小作地増大のかなりの部分は農民の破産による農地の抵当流れや立ち退きによるものではなく、地主や裕福な企業家による新しい土地の開墾

によってもたらされたものである」(16頁)という命題である。この命題は奇想天外ではあるが、事実ではないことを私は先の一文で批判した。スメサースト氏がその著書の中で「分析」したことは、全国的データで1874年から1912年までの耕地の増加面積と小作地の増加面積を示し、耕地面積増加の全部が大部分が小作地になったとし、さらにケース・スタディとして山梨県大鎌田村窪中島部落をとり上げ、40町歩弱の耕地面積のうち10町歩程が開墾されたこと、松方デフレの影響はデフレの時にはなかったことを“実証”したとし、前記のような命題を主張しているのである。

私は、「農事統計」という確実なデータが得られる1903年から1912年までの総耕地面積の増加は約49万町歩であり、このうち自作地が約22万町歩、小作地が約27万町歩の増加であるから耕地面積の増大のすべて又は大部分が小作地であったということは成り立たないこと、さらに1874年から1887年の間には小作地が約52万町歩増加し、これはこの間の耕地面積の増加約22万町歩の2倍以上になるから、この間の小作地増加の主因は自作地の小作地化、つまり農地の抵当流れや売却に求める他はないこと、また1874年から1912年までの耕地面積の増加は約104万町歩であるが、このうち約75万町歩が畠であるから、氏のいうように耕地面積増大部分の全部もしくは大部分が小作地であったとするなら畠の小作地率の方が田の小作地率よりはるかに高くなるはずなのに、1903年には10%も田の小作地率の方が畠のそれよりも高かったことを示した。氏が私のデータ操作の誤りを示さない限り、氏の主張が成り立たないことはいうまでもないが、見るよう一切そうした分析はなく、氏の勝手な想像だけを述べているのである。

次に氏の唯一のケース・スタディである窪中島部

落の分析であるが、氏が全面的に依拠した二つの文献<sup>1)</sup>では、窪中島で10町歩もの開墾があったことは全く論及していない。そこで氏の「推論」を検討したところ窪中島で開墾があったことを強引に示すため意図的に間違った計算をしていることが判明した(『土地制度史学』55頁)。また、氏が依拠した文献には、松方デフレによる在村地主の土地の村外地主への移動と零細土地所有層の無所有層への転落という事実が実証されており、氏の松方デフレの時には不況の影響がなかったなどということは、氏の史料批判能力の欠如を示す以外の何ものでもないことを示した(『土地制度史学』56-57頁, *The Journal of Japanese Studies*—以下JJSと略, 15-2, 1989, pp.394-397)。

氏は「中村・西田両氏は、私が一つの村の証拠に基づいて一般化したことで私を非難しているから、再び両教授の怒りを招くことを恐れて、私は窪中島部落の事例研究から得た資料を使うことをためらう」(20頁)などと述べているが、私が強調していることは、氏の窪中島部落の事例研究は誤りであり「証拠」になりえないということなのである。氏の小作地増大の主因は開墾であるという第2の命題は、全国的データによっても事例研究によても成立しようもないである。

## II 1930年代の農民運動の性格について

スメサーツト氏が主張する第4点は、1920年代も「恐慌期においてもなお、小作料減免のような事柄を通して彼らの生計を改善するという、改良主義的な努力が引き続き小作農の第一の目標」(23頁)であったとして、恐慌期とそれ以前、あるいはそれ以後の小作争議の性格の違いを否定することである。この主張は、氏の著書で展開されている主張と比べれば、控え目なものである。なぜなら、著書では1920年代よりも1930年代の方が小作農の小作争議による成果は大きかったことを窪中島の事例研究・山梨県のデータ、全国統計を示しつつ主張しているからである。私は、氏が使用した元の史料を検討すれば、逆の結論が出てくること、すなわち氏はデータの捏造(もっとも窪中島の事例の一部についてはデータの捏造を氏は認めている, JJS, pp.432-433)を行い、それ

表 小作争議の推移

年 度	件 数	小 作 人 の 要 求		参 加 人 員	
		小 作 料 関 係	小 作 権 関 係	地 主	小 作 人
1920	408	350 (85.7)	—	5,236 (12.8)	34,605 (84.8)
21	1,680	1,409 (83.8)	—	33,985 (20.2)	145,898 (86.8)
22	1,578	1,527 (96.7)	—	29,077 (18.4)	125,750 (79.7)
23	1,917	1,872 (97.6)	15 (0.7)	31,712 (16.5)	134,503 (70.2)
24	1,532	1,433 (93.5)	24 (1.5)	27,223 (17.8)	110,920 (72.4)
25	2,206	1,957 (88.7)	162 (7.3)	33,001 (15.0)	134,646 (61.0)
26	2,751	2,324 (84.4)	313 (11.3)	39,705 (14.4)	151,061 (54.9)
27	2,052	1,508 (73.5)	417 (20.3)	24,136 (11.8)	91,336 (44.5)
28	1,866	1,238 (66.3)	464 (24.8)	19,474 (10.4)	75,136 (40.3)
29	2,434	1,595 (65.5)	703 (28.8)	23,505 (9.7)	81,998 (33.7)
30	2,478	1,357 (54.7)	996 (40.1)	14,159 (5.7)	58,565 (23.6)
31	3,419	1,918 (56.0)	1,315 (38.4)	23,768 (7.0)	81,135 (23.7)
32	3,414	1,464 (42.8)	1,468 (42.9)	16,706 (4.9)	61,499 (18.0)
33	4,000	1,285 (32.1)	2,305 (57.6)	14,312 (3.6)	48,073 (12.0)
34	5,828	2,479 (42.5)	2,668 (45.7)	34,035 (5.8)	121,031 (20.8)
35	6,824	2,877 (42.1)	3,055 (44.7)	28,574 (4.2)	113,164 (16.6)
36	6,804	2,117 (31.1)	3,674 (53.9)	23,293 (3.4)	77,187 (11.3)
37	6,170	1,795 (29.0)	3,509 (56.8)	20,236 (3.2)	63,246 (10.2)
38	4,615	1,369 (29.7)	2,421 (52.5)	15,422 (3.3)	52,817 (11.4)
39	3,578	1,081 (30.2)	1,645 (46.0)	9,065 (2.5)	25,904 (7.2)
40	3,165	1,100 (34.8)	1,412 (44.6)	11,082 (3.5)	38,614 (12.2)
41	3,308	1,232 (37.2)	1,376 (41.6)	11,037 (3.3)	32,289 (9.8)

典拠:『小作調停年報』『小作年報』各年より集計。

註:小作人の要求( )内は件数に対するパーセント、参加人員( )内は1件当たり人数。

に基づいて勝手な解釈・主張をしていることを批判・告発したのである(『土地制度史学』59-64頁)。

しかし、控え目になったからといって氏の主張に説得力があるわけではない。まず面倒でも表を見ていただきたい。これは小作争議に関する最も基本的な全国的データであり、スメサーツト氏も使用している資料である。この表が示す基本点は、1) 1920年代に入って激増する小作争議は1926年に第一のピークを迎えるが、そこでは小作人側から小作料減額などを求める攻勢的な小作料関係争議が圧倒的比重を占めること、したがって争議の規模は大きく、小作人の争議参加者も1926年には15万人余と最高を示

すこと。2)しかし1927年から始まる農産物価格の下落、とりわけ1930年からの恐慌期にかけて地主の土地引上に対する防衛的な小作継続を求める小作権関係争議が激増した結果、争議の規模は小さくなり、小作人の争議参加者も、1933年には4万8千人と1926年の3分の1にまで激減すること。3)また1934・35年という農業恐慌からの脱出過程では一時的にではあるが、小作人攻勢的な小作料関係争議が大幅に増大したため、小作争議の規模も小作争議への参加者も増大していること。4)1936年以降、2・26事件・日中戦争の開始・農地調整法の公布という戦時体制の進展との関係で、争議件数・参加人員とも大幅に減少していくこと。以上の4点である。したがって氏が「1930年代の半ばとその後半に、小作料関連争議の継続的減少と契約関連争議の継続的増加を、彼らはどうのようにして説明することができるのだろうか」(23頁)などと述べているが、表示したように事実誤認としかいいようがない。小作料関連争議は1936年から、契約関連争議は1937年から共に継続的に減少しているのである。スメサーツ氏は恐慌期とそれからの回復過程を意図的に混同するだけでなく、その後の戦時体制への移行という歴史的過程の区別もつけられないのである。

また氏は、1930-39年というように恐慌期とその脱出過程を意図的に混同させた上で、「争議に参加した小作農の圧倒的多数はなお西日本に住んでいた」(24頁)のである、「そこでは争議の63%がなお小作料減免の要求によって生じていた」(24頁)とする。1930年代以降になっても西日本では比重としては小作料関係争議が大きく、したがって小作争議の規模が東日本より大きい(争議参加者が多い)ことは、よく知られている事実であり、私も20年ほど前の論文で「近畿型における小作料減免争議の一貫した優位、争議規模の大、東北型における小作契約継続要求を主体とした小作権関係争議の圧倒的地位、争議規模の小という対照的性格が明白に読みとれる」(『農地改革の歴史的性格』『歴史学研究』別冊〈歴史における民族と民主主義〉1973年、161頁)と指摘したのである。問題は、氏がこうした事実は、「小作運動の性質の劇的な転換点が1930年代に生じたとする」「西田・中村両氏の見解を支持しない」

(24頁)としていることである。1930~39年をまとめてしまうスメサーツ氏には見えない事柄であるが、表示したように1930年代前半の恐慌期に小作争議の性格は、全体として大きく変化したのである。相対的には東日本より小作料関係争議が西日本で多いにしても、恐慌期には、その西日本を含めて争議参加者は激減したのである。たとえば、近畿6県の小作人の争議参加者は1926年には4万5295人を数えたが、恐慌期の30年・33年にはそれぞれ1万5832人、1万4186人と激減している。1930年代前半の恐慌期の変化をみえなくする氏の分析方法は、非歴史的という他ない。氏がふれている土地返還争議(26頁)や小作料減免率の変化(26頁)についての氏の不当なデータ操作については、すでに前出のJJSや『土地制度史学』で十分解説しておいたので、再論はしない。

また、氏は「中村・西田両氏は、1920年代後半と1930年代初期の日本共産党党员や他の急進派の人々に対する政府による大量検挙、つまり『農民運動』を弾圧するための政府の権力行使を、『小作争議』に対する国家権力の弾圧の証拠として使う」(27頁)として、非難するとともに、私が「3・15事件と4・16事件」の間に「官憲の弾圧が強まる中で、下層の小作農の中でやむをえず戦線から脱落していくものが出てきた」と述べていることを問題にする。氏はこの私からの引用文にすぐつづけて「1928年3月15日と1929年4月16日に逮捕された人達が天皇制に反対し、また官僚的資本主義体制に反対したからといって、小作組合のメンバーもまたこれらの急進的な目的を共有していたと考えるのは短絡的な考えに過ぎない」(27頁)として中村氏と私を批判する。前半については、1928年の3・15事件にともなう日本農民組合の最強組織であった香川県連合会への弾圧・壊滅(1927年に127支部1万1946人の県連組織は1928年には0となる)という事態の前後で、すなわち1927年の小作争議件数50件、小作人参加者数4824人が1928年にはわずか8件、678人になったことを示せば十分であろう。当時の農民運動が小作争議を基礎に展開していたという常識をスメサーツ氏は持合せていないのである。後半は、恐ろしく歪んだ引用であるとともに、迷惑な論難である。氏が要約

して引用した私の元の文章は次の通りである。「昭和期に入り、農民組合の分裂、3・15事件、4・16事件等の官憲の弾圧、自作農創設維持政策の開始、といった複雑な動きがでてくると、今まで統一して地主に対抗していた農民各層の動きは乱れてくる。一方で、地主の土地引上・官憲の弾圧が強まる中で、下層の小作層でやむをえず戦線から脱落していくものがでてくると同時に、とりわけ、自作農創設維持政策の開始は、上層の自小作・小作層の関心を引きつけ、農民戦線から彼らを脱落させていくのである」。この文章のどこに「小作組合のメンバー」が「急進的な目的を共有」していたなどと解釈できる要素があるのであろうか。「短絡的」な解釈をしているのは氏の方なのである。しかも氏は、こうした短絡的な考え方を中村・西田はしているという前提の下で、いくつかの疑問を呈しているが、一つだけスメサースト氏の視野狭搾を正しておきたい。それは「地方レベルや全国レベルの組合に参加している人達の大半が平野力三……の組合のようなものに参加した」(27頁)という事実認識に関してである。確かに山梨県においては平野派の組合の影響力は大きいが、これは例外であり、1932年以降1936年まで毎年、内務省社会局『労働運動年報』では、全国農民組合、日本農民組合(平野派)、日本農民組合総同盟の三派が対立していることに触れた後、必ず「然れども其の勢力は労働組合運動に於けるとは稍々其の趣を異にして左翼又は中間派の全農最も強大にして他の二者は遙に之に及ばざるの感あり」(西田「戦前日本における労働運動・農民運動の性質」東京大学社会科学研究所編『現代日本社会4 歴史的的前提』東京大学出版会、1991年、280-81頁)というような記述をしているのである。小作農は何故、右翼的な平野力三が指導する組合を支持したのかという問いは、山梨県では大いに問題にされる必要があると考えるが、全国的には、小作農は何故、労働組合運動の場合と異なり左翼的な全農を支持しつづけたのかが問わなければならないのである。

これは、全農が「小作料ノ減免」「立毛差押立入禁止反対」などの小作農民にとって切実な、スメサースト氏の言葉でいえば「改良主義的な目標」(27頁)を常に第一に掲げてきたことと関係すると思わ

れる。例えば、1930年に開催された全農の第四回大会の行動綱領では35項目を掲げているが、その第一は「口米等の撤廃、小作料の減免並に全免」であり、第二は「稻麦立毛、生繭、動産差押絶対反対」であった。もちろん「資本家地主の政府打倒」「労働者農民の政府樹立」などの項目もあるが、これらは34番目と35番目に掲げられており、大部分は農民にとって切実な「改良主義的な目標」で占められていたのである(『農地制度資料集成』第3巻、156~157頁)。同じことは最も左翼的とされる全農全会派についてもいえる。1932年に決定された行動綱領では57項目が掲げられているが、第一は「小作料の減免並びに全免、滞納小作料の棒引」、第二が「帽子米、口米、込米等の撤廃、奨励米、補償米の獲得」、第三が「地主負担による灌漑用排水設備、作場道の完備とその使用の自由」であり、まさに「改良主義的な目標」であった。「ファシズム独裁に対する闘争」とか「ソヴェート同盟の擁護」などのスローガンや伏字を含む左翼的言辞も目立つが、全農あるいは全農全会派の主要で最初に掲げられた目標は具体的であり、小作農にとって最も切実な問題であったのであり、だからこそ全国的規模でみれば、最も大きな組織を維持したのである(同前、177~179頁)。

これに対してスメサースト氏が持上げている平野力三が指導する日本農民組合——1922年に創立された日農とは別で、1931年に設立された右翼組合——の1932年の新運動方針大綱では「一、われ等は日本民族の伝統的精神に立脚して国家社会主义を信奉し共産主義並社会主義を排撃す 二、われ等は国家社会主義新政党樹立に対しその中心勢力としてわれ等の使命の遂行を期す 三、われ等は農民運動の目標を経済の闘争のみならず打倒資本主義の全面的闘争を敢行す」という全農に劣らず過激ではあるが、農民にとってはおよそ抽象的でほとんど無関係な大綱となっている。そして同時に決められた主張では、12項目中の第一として「耕作者本位の小作法制定」が掲げられ、第二に「耕作権の絶対的獲得」、第三が「小作組合法」の制定であり、何と小作料減免なり免除を求める項目は全くないのである。このことは1934年の全国大会で決められた綱領および主張でも変わらず、16項目の主張の第一に「小作地の国有」

第二に「耕作権の確立」、第三に「土地立入禁止絶対的反対」が掲げられているものの、小作料に関する主張はどこにもないのである（同前、197頁）。平野力三が指導する日本農民組合が全国的にみて全農よりはるかに小さな支持しか得られなかつた根拠の一つは、まさに小作料減免などの農民にとって切実な「改良主義的な目標」を明示することに失敗していることにあったのである。スメサースト氏が強調してやまないところの「改良主義的な目標」を最もおろそかにしているのが平野力三等の農民組合であった。

以上より氏の「小作運動を分析するための新しいモデル」は、氏が想像した「モデル」ではありえて

も、歴史的事実による検証に耐えられるモデルではないことはいうまでもないであろう。

1) 雨宮謙『山梨県窪中島部落に於ける農民運動の基礎的解明』1953年、中央大学経済学部で提出された卒業論文。その主要部分は、『日本史研究』329号（1990年1月）に収録されているので是非参照されたい。今日の農民運動史研究の水準に照らしても十分吟味される価値があると思われる。

もう一つの文献は、服部治則「窪中島部落における社会構造と階層」という論文であるが、これは氏の著書『農村社会の研究』（御茶の水書房、1980年）の第二篇第三章に「甲府市近郊農村における社会構造と階層」として収録されている。